

答 申 第 2 9 5 号
平成21年6月16日

千葉県教育委員会
委員長 天笠 茂 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年2月4日付け教職第5400号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

平成17年11月21日付けで異議申立人から提起された、平成17年10月5日付け教
職第5号の27で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、平成17年10月5日付け教職第5号の27で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした部分のうち、別表3に掲げる事故の状況及び原因欄の2行目1文字目から3文字目を、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は開示しない理由を「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため（2号）」と主張するが、非公開処理を施されたものの中には明らかに公務情報が含まれている。よって当該決定は取り消されなければならない。
- (2) 実施機関は、「入手可能であると通常考えられる他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる」と主張するが、情報をどこまで、どのように重ねていけば個人情報が明らかになるのか全く明確にせず、単なる推測に基づいて「特定の個人を識別できる情報であると認められる」と断定している。
- (3) 実施機関は、「当該職員にとって機微な情報である」と主張するが、何が「機微」なのか説明せず、一方的な、主観的な、非科学的な主張を繰り返すばかりである。
- (4) 実施機関は、当該職員に知られたいかないか否かの調査すら実施しておらず、単に憶測に基づくおそれ論を振りかざしている。
- (5) 職員の職務遂行にかかって発生した事故であることは明白であるからこそ、事故報告の対象となったのである。
- (6) 本件は既にマスコミ等で広く伝えられており、そもそもそのニュースソースは実施機関であった。
- (7) 実施機関のその他の主張は、最初に不開示があって本件決定を正当化するための、ためにする主張であり論ずるに足りない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 対象となる行政文書について

- (1) 異議申立人は、平成17年9月6日付けで「千葉県立行徳高校より千葉県教育委員会へ提出された事故報告書（全）2002. 4. 1～2005. 3. 31」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書として、県立高等学校管理規則（昭和54年千葉県教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第59条第2項第11号

に基づき、千葉県立行徳高等学校長から実施機関あてに提出された職員の苦情に係る事故報告書（以下「本件文書1」という。）及び職員の事故に係る事故報告書（以下「本件文書3」という。）並びに規則第74条に基づき千葉県立行徳高等学校長から実施機関あてに提出された事故報告書（以下「本件文書2」といい、「本件文書1」から「本件文書3」までを併せて「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

- (3) 規則第59条第2項第11号では、職員に係る事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したときには、実施機関に報告しなければならないと定められており、本件文書1及び本件文書3における報告の様式は、県立高等学校管理規則の運用について（昭和54年7月6日付け教高第143号。以下「運用通知」という。）に定める別記第10号様式に準じている。
- (4) 規則第74条では、生徒のはなはだしい非行、生徒の事故による傷害若しくは死亡、伝染病その他の集団疾病又は災害その他の突発事故が発生した場合は、その発生場所が学校内であるかどうかに関係なく、学校の管理運営上報告を必要と認められる場合は実施機関に報告をしなければならないと定められており、本件文書2における報告の様式は、運用通知に定める別記第10号様式を用いている。
- (5) 本件文書1及び本件文書3には、共通する部分として、学校番号、文書記号、文書番号、施行年月日、学校名、校長名及び職印が記録されている。また、事故の種別、発生日時、発生場所、事故の程度、事故の状況及び原因、現場の見取図及び校長の意見の各欄がある。

本件文書1には、当事者、相手側、事故発生後の処置、事後措置及び今後の対策及びその他参考となる事項の各欄があり、本件文書3には、当事者、事故発生時の処置、事故発生までの学校の指導、今後の対策及びその他の参考事項の各欄があり、発生した事故に関する事実等について、氏名、住所、当該職員の行為や、原因等の詳細、行為の発生日、行為に対する指導、職員的心情等が記述されている。

本件文書2には、学校番号、文書記号、文書番号、施行年月日、学校名、校長名及び職印がある。また、事故の種別、発生日時、発生場所、被害生徒、加害生徒、事故の程度、事故の状況及び原因、現場の見取図、事故発生時の処置、事故発生までの学校の指導、校長の意見、今後の対策及びその他の参考事項の各欄があり、発生した事故に関する事実について、氏名、住所、当該生徒の行為や、原因等の詳細、行為の発生日、行為に対する指導等が記述されている。

2 本件決定の理由について

- (1) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号該当性について

ア 本件文書について

本件文書に記録された情報のうち、氏名及び住所は特定個人が識別される情報である。

イ 本件文書1及び本件文書3について

- (ア) 文書番号、施行年月日、発生日月日、職名、年齢及び教科名（以下「文書番号等」という。）は、たとえ氏名及び住所を不開示としたとしても学校の教職員や生徒などの関係者が保有している情報又は学校要覧等入手可能であると通常考えられる他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報

であると認められる。

また、本件請求は、学校名と事故報告書の提出時期を指定した請求であり、文書番号等を開示すると、既に開示されている部分と結びついて、同僚や生徒、その他の関係者など広範囲の者に、当該職員が特定され、本件の事実が確知されるおそれがあり、文書番号等は、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であるとも認められる。

- (イ) また、けがの程度や事故の状況及び原因欄等に記録された職員の発言内容等は、当該職員にとって機微な情報である。これらの情報は、服務上又は身分上の取扱いを要すると認められるものとして報告された情報であることから、当該職員にとっては、通常他人に最も知られたいと望む情報の一つであるといえ、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報である。

ウ 本件文書2について

- (ア) 文書番号、施行年月日、発生日時、科目名、学年、クラス名及び病院名（以下「施行年月日等」という。）は、たとえ氏名及び住所を不開示としたとしても学校の教職員や生徒などの関係者が保有している情報若しくは学校要覧等入手可能であると通常考えられる他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

また、本件請求は、学校名と事故報告書の提出時期を指定した請求であり、施行年月日等を開示すると、既に開示されている部分と結びついて、当該学校の教職員や生徒、その他の関係者など広範囲の者に、当該生徒が特定され、本件の事実が確知されるおそれがあり、施行年月日等は、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であるとも認められる。

- (イ) けがの状況や事故の状況及び原因欄等に記録された被害生徒の発言内容等は、被害生徒及び加害生徒にあっては、これらの情報が公にされることは想定していないものであり、これらの情報が公になると当該生徒の学校での生活への影響はもとより、今後社会生活を送る上で、不測の不利益を被るなどのおそれがあるものであることから、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報である。

(2) 条例第8条第2号ただし書の該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書イ、ロ及びニの該当性について

本件文書に係る情報は、マスコミ等への公表等は行っておらず、また法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

また、同号ただし書ロ及びニに該当するものでもない。

イ 条例第8条第2号ただし書ハの該当性について

本件文書1及び本件文書3は、規則第59条第2項第11号の規定により、職員の事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要すると認められるものとして報告されたものであり、当該職員及び関係職員の情報については、事故あるいは非違行為に係る情報であり、職務遂行の内容に係る情報とは認められない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求について

本件請求については、上記第3、1（1）のとおりである

2 本件請求に係る行政文書の特定及び本件決定について

実施機関は、本件請求に係る行政文書として、本件文書を特定し、本件決定を行ったものである。

本件文書1及び本件文書3については、規則第59条第2項第11号の規定により、職員の事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生した場合、当該高等学校の校長が、実施機関に報告するため作成する事故報告書であり、千葉県立行徳高等学校長から実施機関に提出されたものである。

本件文書2は、規則第74条の規定により報告された生徒のはなはだしい非行、生徒の事故による傷害若しくは死亡、伝染病その他の集団疾病又は災害その他の突発事故が発生した場合、当該高等学校の校長が、実施機関に報告するため作成する事故報告書であり、千葉県立行徳高等学校長から実施機関に提出されたものである。

実施機関は、本件文書に記録されている情報のうち、別表1ないし3の実施機関が不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）を条例第8条第2号に該当するとして不開示とした。

3 本件異議申立てについて

本件異議申立てにおいて、異議申立人は、本件不開示部分の開示を求めていると認められることから、当審査会では、本件不開示部分について、条例第8条第2号該当性を検討する。

4 条例第8条第2号該当性について

(1) 基本的な考え方

条例第3条では、「県民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定し、条例が原則開示を基本理念としつつも、個人に関する情報については、最大限に保護されるべきものであることを明示している。

そして、条例第8条第2号では、原則として特定の個人を識別できる情報を不開示情報として規定した上、条例第9条第2項では、特定の個人を識別できる情報であっても、個人を識別できることとなる記述等を除くことによって、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、開示しなければならないと規定している。

これらの規定の適用に当たっては、原則開示の基本理念と個人のプライバシー保護の観点の両面から、適正な判断が求められるものである。

(2) 条例第8条第2号本文該当性について

ア 実施機関は、本件文書に記録された情報のうち、氏名及び住所を条例第8条第2号本文に該当すると説明する。

また、本件文書1及び本件文書3については、文書番号、施行年月日、発生日月日、職名、年齢、教科名、けがの程度や事故の状況及び原因欄等に記録された

職員の発言内容等を条例第8条第2号本文に該当すると説明する。

さらに、本件文書2については、文書番号、施行年月日、発生日時、科目名、学年、クラス名、病院名、けがの状況や事故の状況及び原因欄等に記録された被害生徒の発言内容等を条例第8条第2号本文に該当すると説明する。

イ 氏名及び住所については、特定の個人を識別することができるものである。

ウ 氏名及び住所を除く本件不開示部分について、実施機関は、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、当該職員及び生徒の権利利益を害するおそれがあることから、条例第8条第2号本文に該当しているとして、以下この点について検討する。

エ 本件請求については、学校名と時期が指定されており、該当する事故報告書は限定されることから、氏名及び住所を除く本件不開示部分を開示すると、学校関係者や生徒等一定の範囲の者には、事故の概要欄に記録されている当該生徒及び職員（以下「本件当事者」という。）を特定することが可能となると認められる。

さらに、学校関係者や生徒等一定範囲の関係者には、本件当事者が誰であるか、既に明らかになっている可能性も高いと考えられるが、既に開示している部分に加えて氏名及び住所を除く本件不開示部分を開示することにより、これらの関係者が本件当事者の発言、行為、怪我の状況等の詳細を確認することになると認められる。したがって、氏名及び住所を除く本件不開示部分を開示すると、本件当事者の権利利益を害するおそれがあると判断する。

オ よって、本件不開示部分は条例第8条第2号本文に該当する。

(3) 条例第8条第2号ただし書該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書ハについて

(ア) 本件不開示部分には、事故の概要欄に記録されている職員（以下「報告対象職員」という。）の職名及び氏名並びに報告対象職員以外の職員（以下「関係職員」という。）の職名及び氏名が記録されている。

(イ) 報告対象職員の職名及び氏名は、服務上又は身分上の取扱いを要するために実施機関へ報告されており、その内容及び性質から職務の遂行に係る情報とは認められず、条例第8条第2号ただし書ハには該当しない。

(ウ) 関係職員の職名及び氏名は、条例第8条第2号ただし書ハに該当すると認められるが、別表3に掲げる事故の状況及び原因欄の2行目1文字目から3文字目を除き、本件不開示部分の関係職員の職名及び氏名を開示することで、学校関係者や生徒等一定の範囲の者には本件当事者を識別することが可能となり、本件当事者の権利利益を害するおそれがある。

(エ) したがって、別表3に掲げる事故の状況及び原因欄の2行目1文字目から3文字目を除き、本件不開示部分の関係職員の職名及び氏名は不開示とすべきである。

なお、別表3に掲げる事故の状況及び原因欄の2行目1文字目から3文字目については、条例第8条第2号ただし書ハに該当すると認められ、開示することにより、学校関係者や生徒等一定範囲の者が本件当事者を識別することが可能となると認められないため、開示すべきである。

イ 条例第8条第2号ただし書イ、ロ及びニについて

本件不開示部分は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にす

ることが予定されている情報とは認められず、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

また、本件不開示部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められないため、条例第8条第2号ただし書ロに該当せず、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないため、条例第8条第2号ただし書ニにも該当しない。

5 異議申立人の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関は本件決定において不開示とした部分のうち、別表3に掲げる事故の状況及び原因欄の2行目1文字目から3文字目は条例第8条第2号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

7 附言

当審査会が、本件決定に係る内容を精査したところ、開示・不開示の取扱いに不統一な部分が認められた。

実施機関においては、今後の同種の開示請求に関する対応について、より慎重で適正な開示事務を行うべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 2. 4	諮問書の受理
20. 5. 2	実施機関の理由説明書の受理
20. 6. 16	異議申立人の意見書の受理
20. 9. 17	審議 実施機関から不開示理由の聴取
20. 11. 18	審議 実施機関から不開示理由の聴取
20. 12. 16	審議
21. 1. 27	審議
21. 2. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成21年2月24日現在)